

金融庁ニューズレター

第3号(12年9月)



(地方講演会の模様・写真提供 福岡財務支局)

地方講演会の実施について

当庁の金融行政に対する理解を深めて頂くことを目的として、地元金融機関等を主な対象とした当庁幹部による講演会を、8月31日から各開催地において順次実施した。

地方講演会実施状況

8月31日	福岡市	日野長官	9月14日	与野市	西川検査部長
9月4日	熊本市	田口参事官	9月18日	金沢市	渡辺審議官
9月6日	仙台市	藤原審議官	9月18日	大阪市	乾総務企画部長
9月6日	名古屋市	五味監視委事務局長	9月19日	広島市	浜中次長
9月13日	札幌市	三國谷東証監理官	9月19日	高松市	浦西参事官
9月13日	那覇市	西原総務課長			

(総務企画部政策課)

金融庁の平成13年度機構・定員 要求及び予算要求について

金融庁では、8月30日、平成13年度機構・定員要求及び予算要求について公表を行った。平成13年度要求は、検査・監督・監視体制の強化、金融大学校（仮称）の設立、金融行政を総合的に担うための企画・調整機能等の強化のため、計205人の増員を図ること等を内容としている。

○平成12年8月30日発表

金融庁の平成13年度機構・定員要求及び予算要求について

市場規律と自己責任原則を基軸とした明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の徹底を図るとともに、我が国の金融システムに対する信認を確固たるものとするのが喫緊の課題。

金融行政を担う金融庁について、以下の検査・監督体制等の整備を早急に行う必要。

1. 体制整備の概要

(1) 検査・監督・監視体制の強化

情報通信技術（IT）の進展、金融システム改革、パイオフ解禁等を踏まえた検査・監督・監視体制の強化が急務。

効率的で実効性の高い検査体制の整備
- 検査の頻度と深度の充実 -

地銀・第二地銀、保険会社、証券会社、外資系金融機関、本邦金融機関の海外拠点等を対象とした検査体制の強化が急務。証券会社等は概ね1.5年に1回を目標とした体制、地銀・第二地銀・保険会社等は深度の充実を図るための体制を整備（検査官等123人の増員）。

金融環境の変化等に対応するための監督・モニタリング体制の整備

業態の垣根を越えた金融コングロマリット、インターネットバンキングや異業種参入による新たな形態の銀行等に対する監督や金融危機への的確な対応のための体制を整備。

透明かつ公正な金融行政の徹底のための監督体制の整備

ルールの一層の明確化を図る観点から、法令解釈等の照会に対して書面による回答を行うための監督体制を整備。

新たな形態の証券取引等に対応した監視体制等の整備

金融システム改革が進展する中、新たな形態の証券取引等に的確に対応した証券取引検査を実施するため、検査局検査との連携を強化し、市場ルールの遵守状況の監視体制を強化。また、インターネットの飛躍的な普及を踏まえ、インターネットを利用した風説の流布等に対する監視体制等を整備（証券取引検査官等23人の増員）。

(2) 金融大学校（仮称）の設立

IT革命や金融システム改革の進展等による金融の高度化、複雑化、国際化等に対応した金融行政を行っていくためには、金融行政実務（企画・検査・監督・監視）に直結した実践的研究を行い、この成果を利用して効果的かつ効率的な検査・監督等手法の開発、職員研修等の実施による能力の向上を図るなど、研究・研修体制の抜本的な強化が不可欠であり、施設等機関として金融大学校（仮称）を設立（各課からの定員の振替えを含め、16人の体制で発足）。

(3) 金融行政を総合的に担うための企画・調整機能等の強化

企業会計基準等の設定及び会計監査の充実・強化のための体制の整備

企業会計・監査は、グローバルなIT化が進展する中、企業活動及び金融・経済取引の国際化、複雑化等に伴い、金融・経済システムのインフラとして極めて重要となっており、企業会計基準・監査基

準の設定等企業会計制度の整備改善のための体制及び公認会計士・監査法人の監督体制等の抜本的強化が不可欠。

情報公開に的確に対応するための体制の整備

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）施行により、平成13年度から情報公開が開始されるため、これに対応しうる体制を整備。

法令審査体制の充実など金融制度の企画立案体制の強化

IT・金融テクノロジーの進展、金融コングロマリット、市場のグローバル化など金融・経済を巡る情勢の急激な変化に的確に対応し金融制度の整備・改善等を行うため、法令審査体制を充実するなど金融制度の企画立案体制の強化が必要。

2. 定員要求

上記体制整備のため、205人の増員を要求。

	12年度未定員	13年度定削	13年度増員要求	増員後定員
総務企画局	204	-	25	229
検査局	319	2	123	440
監督局	131	1	34	164
監視委員会	112	1	23	134
合計	766	4	205	967

3. 予算要求

上記の増員に伴う経費の他、機動的な検査の実施、検査監督手法の改善、海外当局との連携強化等を図るための経費を折り込んで、総額125億円（12年度予算122億円に対して

2.4%増）の予算を要求。

また、「日本新生特別枠（非公共）」において、総額21億円を要望。

平成13年度金融庁概算要求の概要

区 分	平成12年度 予 算 額 (A)	平成13年度 概算要求額 (B)	対前年度 比増 減額 (B-A)	対前年度 伸率
	百万円	百万円	百万円	%
(項) 金融庁	12,165	12,324	159	1.3
人件費	7,732	8,553	821	10.6
その他	4,434	3,771	663	14.9
検査監督等実施経費	730	743	13	1.8
検査監督事務等電算化経費	879	954	74	8.5
検査監督手法等調査・研修経費	82	138	56	67.7
金融制度等調査経費	25	92	67	269.0
審議会等運営経費	90	96	6	7.2
国際会議等出席経費	161	185	24	14.8
中央省庁等再編成経費	671	308	363	54.1
その他	1,796	1,256	540	30.0
(項) 経済協力費	61	190	129	210.6
合 計	12,227	12,514	288	2.4

(注) 1. 上記のほか、「日本新生特別枠」（非公共）で2,128百万円を要望。

2. 各々の計数を百万円未満で四捨五入したため、計数が符合しない場合がある。

「日本新生特別枠」（非公共）の要望

- 1．有価証券報告書等の開示書類の電子化「IT革命の推進」 1,153百万円
有価証券報告書等の開示書類を電子化し、書類の提出、縦覧等をインターネットを通じて行うシステムの構築。
- 2．国際会計基準事務委託「経済の新生に特に資する施策」 243百万円
国際会計基準委員会における設定、改訂等に対し、我が国の意見・立場を積極的に発信するための調査分析、広報事務等を要件を満たす民間法人に委託する事業。
- 3．財務局ネットワークシステム等の構築「IT革命の推進」 312百万円
金融庁と地方財務局とを専用線でネットワークし、検査監督等各種システムを相互に利用するシステムの構築。併せて、テレビ会議システムの導入を図る。
- 4．申請・届出等手続の電子化及び総合文書管理システム「IT革命の推進」 197百万円
金融庁に対する各種の申請・届出等の手続をインターネットを通じて行い、提出された文書等の決裁・通知・保存・廃棄までの文書のライフサイクルを電子的に管理するシステムの構築。
- 5．インターネット証券情報分析システムの構築「IT革命の推進」 86百万円
インターネット上において、証券市場の変動を意識した悪質な情報を流しているサイトを常時検索・抽出するシステムの構築。
- 6．証券取引等に関する情報管理システムの構築「IT革命の推進」 85百万円
一般から寄せられる各種の証券取引情報を迅速に処理するため、受付から担当係への回付を自動的に行い、事案の顛末結果をデータベースとして保存、活用するシステムの構築。
- 7．ネットワークを利用した研修システムの構築「IT革命の推進」 51百万円
検査監督に係る必要な知識を職員の机上のパソコンを利用し、研修を行えるシステムの構築。

合 計 2,128百万円

(総務企画部総務課)

平成13年度金融庁税制改正要望の主要項目について

金融庁の平成13年度税制改正要望については、8月末に税務当局に要望書を提出するため、8月30日、公表した。引き続き来年1月の税制改正要綱の閣議決定に向け、関係者との議論を深めていくこととしている。

1. 株式等譲渡益課税に係る税制措置（所得税・個人住民税）

我が国経済の一層の発展を図るためには金融資産のより多様な運用の途を開きつつ次代を担う産業等への資金供給を行うことが必要であるが、このような要請に応えていく上で、株式市場の役割は重要である。

個人投資家の幅広い参加を促進することにより、厚みのある株式市場を育成し円滑なリスクマネーの供給等を実現するため、税制上の必要な措置を講ずる。

株式等の譲渡所得等の課税については、平成11年度税制改正において、平成11年3月末をもって有価証券取引税等を廃止するとともに、上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税制度については、平成13年3月末までの経過措置とされたところであるが、我が国経済における株式市場の重要性の高まり、各種金融商品に係る課税の中立性の確保、申告分離課税への一本化が株式市場に与える影響等に鑑み、源泉分離選択課税制度を維持する。

更に、源泉分離選択課税制度を維持した上で、株式市場の活性化や課税の中立性確保のため、どのような制度の改善がありうるかについては、欧米諸国における関連税制も参考としつつ、株式取引の実態を踏まえ、検討する。

2. 企業組織再編に係る税制措置

我が国企業の生産力の向上と活力維持のため、合併や分割、持株会社化等柔軟な組織形態が求められている。金融機関についても、金融ビッグバンや国際競争力の激化など厳しい経営環境の中、企業組織再編制度の活用を促進し、金融の効率化を通じて金融システムの安定化及び利用者利便の向上を図ることが必要である。こうした企業の組織改革を阻害することにならない税制を整備する。

(1) 会社分割・合併に係る税制の整備（所得税・法人税・登録免許税・消費税・不動産取得税・特別土地保有税）

会社分割・合併等企業組織再編制度に係る税制について、企業経営の効率化や健全性の確保等のための組織改革を阻害することにならないよう、資産譲渡益課税の繰延べ、繰越欠損金・引当金等の引継ぎ、株主に対する課税の繰延べ及び流通課税の軽減・免除措置等、税制上の所要の措置を講ずる。

(2) 連結納税制度の早期導入（法人税）

会社分割・合併に係る税制の整備を待って、金融持株会社等を一体としてみた連結納税制度についても、その早期導入を求める。

(3) 持株会社設立等に係る税制措置（登録免許税等）

株式交換・移転制度による持株会社の設立等に係る税制について、産業活力再生特別措置法による会社設立に係る登録免許税の軽減措置（平成13年3月末までの時限措置）の期限延長（平成15年3月末まで2年間の延長）等、税制上の所要の措置を講ずる。

3. 市場基盤の整備等に資する税制措置

安定的で活力ある金融システムの構築、及び金融市場の効率性・公平性の確保に向け、証券決済システム改革、資産流動化、預金保険制度、レポ取引の各制度改革について、税制上の所要の措置を講ずる。

(1) 証券決済システムの改革に伴う税制措置（所得税・個人住民税等）

現在、検討を進めている証券決済システムの改革について、必要となる税制上の所要の措置を講ずる。

(2) 資産流動化関連税制の拡充（登録免許税・不動産取得税・特別土地保有税）

第147回国会においてSPC法及び投信法の改正に伴い、一定の税制上の措置がなされたところであるが、さらに資

産流動化を促進する観点から、SPC・投資ファンドに係る不動産流通税に係る特例措置の創設又は拡充等、税制上の所要の措置を講ずる。

(3) 預金保険法改正に伴う税制措置（道府県民税・不動産取得税・特別土地保有税）

第147回国会において預金保険法の改正がなされたところであるが、これに伴い、承継銀行（ブリッジバンク）の不動産の取得に係る非課税措置の恒久化等、地方税制上の所要の措置を講ずる（国税については昨年度に措置済）。

(4) 非居住者等が受け取るレポ取引に係る貸付金等の利子に対する源泉徴収の免除（所得税）

非居住者等とのレポ取引に係る貸付金等の利子については源泉徴収を行わないよう、税制上の所要の措置を講ずる。

4. 法人事業税の見直し（法人事業税）

法人事業税制度については、公平・中立等の租税原則や他の政策目的との整合性等にも十分な配慮がなされるよう、その是正を図る。

東京都等で導入された外形標準課税については、閣議において、種々の問題を孕むものと認識されており、本年7月に公表された税制調査会中期答申においても、税率設定については自由度を有する仕組みとしつつ、課税標準については全国共通のものとするのが適当であるとされていることから、特定の銀行だけを狙い撃ちで課税する根拠となっている地方税法第72条の19（法人事業税の課税標準の特例）の廃止を求めらる。

なお、上記の是正が直ちに困難な場合には、公平・中立等の租税原則や他の政策目的との整合性等が確保されるよう、同条の規定の実施については、現行地方税法に規定されている法定外普通税及び法定外目的税と平仄を合わせて事前協議制を導入する等の是正を求める。

5. 金融商品に係る税制措置

生命保険、損害保険、年金等の金融商品について、各々の金融商品の役割等を踏まえた上で、保険料控除制度の創設・拡充など適正な課税を定める税制措置を講ずる。

(1) 生損保控除等（所得税・個人住民税）

生命保険、個人年金及び損害保険について、所得控除限度額の引き上げを講ずる。

また、高齢化社会に対応した損害保険及び地震保険について、所得控除制度の創設を講ずる。

(2) 異常危険準備金制度の充実（法人税・法人住民税）

火災保険等における異常危険準備金について、積立率及び洗替保証率を引き上げる等、税制上の所要の措置を講ずる。

(3) 企業年金の受給権保護を図る制度の創設等に伴う税制上の所要の措置（法人税・法人住民税等）

企業年金の受給権保護を図る制度の創設に伴う所要の税制上の措置を講ずるとともに、企業年金及び確定拠出年金に係る特別法人税の凍結（平成13年3月末までの時限措置）については、現在の超低金利の状況等に鑑み、引き続き当面の措置として維持する。

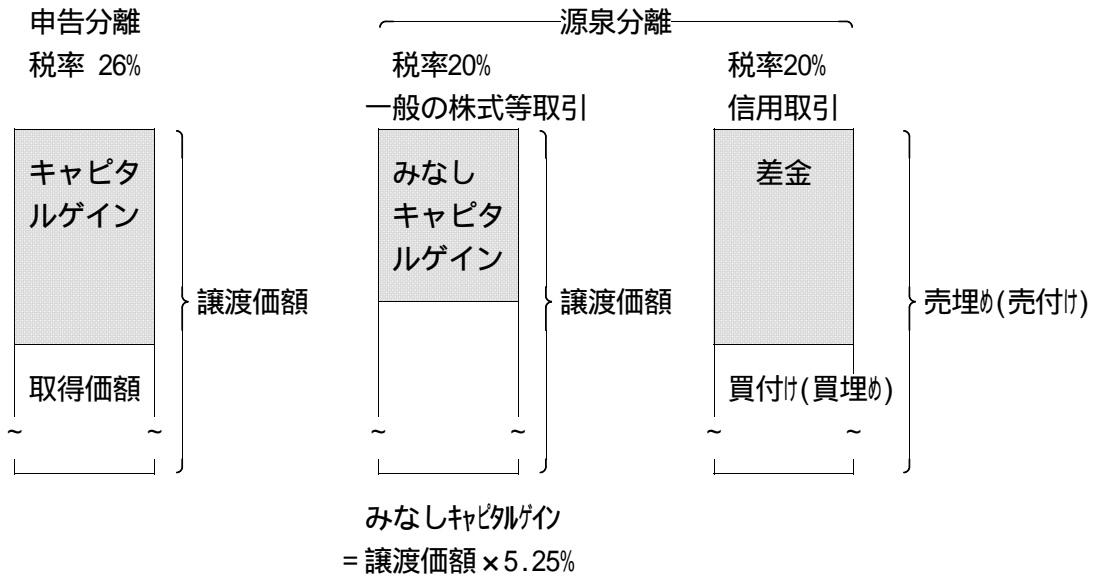
現行の株式等譲渡益課税制度の仕組み

資料1

平成11年度税制改正により、11年3月末をもって有価証券取引税及び取引所税を廃止するとともに、株式等の譲渡益課税に係る源泉分離選択課税制度については、平成13年3月末までの経過措置とし、平成13年4月以降、申告分離課税に一本化することとされた（法改正済）。

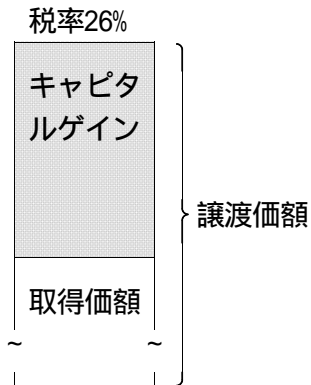
1. 平成13年3月末までの制度

- ・株式等に係る譲渡益について、申告分離課税方式と源泉分離課税方式の選択制



2. 平成13年4月以降の制度(予定)

- ・申告分離課税方式に一本化



資料2

金融商品への課税制度の概要

区分	所得税		住民税		合計税率
	総合・分離	税率	総合・分離	税率	
預金利子等	源泉分離課税	15%	源泉分離課税	5%	20%
証券投資信託等の配当	源泉分離課税	15%	源泉分離課税	5%	20%
株式等の譲渡益	源泉分離課税 (みなし所得)	20%	非課税	—	20%
	申告分離課税	20%	申告分離課税	6%	26%

(総務企画部政策課)

預金取扱金融機関の自己資本比率告示の改定について

金融商品に係る時価会計の導入に伴い、預金取扱金融機関（銀行、長期信用銀行、協同組織金融機関）の自己資本比率の計算方法等を改定する必要が生じたため、自己資本比率告示の改定に関する基本的な考え方の下、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件等の改定を行う旨の発表を、8月31日、行った。また、大口信用供与規制についても、時価会計の導入に伴い、従前通りの取扱いを維持するための技術的な改定を行った。

○平成12年8月31日発表

自己資本比率告示の改定に関する基本的な考え方

1. 今回の預金取扱金融機関の自己資本比率告示の改定は、平成12年9月期以降の時価会計の導入により「その他有価証券」（売買目的有価証券、満期保有債券、関連会社株式のいずれにも該当しない有価証券）及び為替換算調整勘定について評価差額が資本の部に直接計上されるようになることに対応するものである。

今回の改定に当たっては、国際基準適用行について、その他有価証券の評価益の45%に相当する額を補完的項目に算入する一方、その評価損については税効果調整後の全額を基本的項目から控除することとした。これは、低価法が適用される有価証券に関する現行の取扱いとの整合性を保ちつつ、バーゼル銀行監督委員会における合意に沿ったものである。他方、国内基準適用行については、その他有価証券の評価益の算入は行わず、その評価損の税効果調整後の全額を基本的項目から控除することとした。

また、為替換算調整勘定については、その評価差額の全額を基本的項目に算入することとしたが、これは、時価会計導入後の企業会計の取扱いを反映させたものである。

今後、各預金取扱金融機関に対しては、時価会計の導入に対応した適切な経営努力が期待されることである。

2. 自己資本は各金融機関の抱えるリスクを吸収するために経営の安定上必要不可欠な財務基盤であり、その充実は、今後、各金融機関が金融市場において預金者や投資家からの十分な信認を確保し、ひいては金融システム全体を磐石なものとしていく上において極めて重要である。

とりわけ国際的に活動を展開する我が国金融機関にとって、時価会計の導入は、自己資本に対する透明性、信頼性を高め、欧米の主要な金融機関に互して活躍するための基礎を与えるものと考えられる。また、自己資本の中でも基本的項目(Tier 1)は、リスク吸収基盤として安定性が高く、国際的にもバーゼル銀行監督委員会などの場において、株主資本を中心とした良質な資本として、その充実の必要性が強調されているところである。各金融機関においては、今後とも経営の自主的努力の中で、その充実を図っていくことが望ましい。

当庁としても、以上のような考え方を踏まえ、今後の監督行政の中で各金融機関における自己資本の充実の状況を十分にフォローしていくこととしたい。

改正する告示

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成五年三月大蔵省告示第五十五号）

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二の九の規定に基づき連結自己資本比率の基準を定める件（平成十年三月大蔵省告示第六十二号）

長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十七条において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成五年三月大蔵省告示第五十六号）

長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十七条において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十

二条の九の規定に基づき連結自己資本比率の基準を定める件（平成十年三月大蔵省告示第六十五号）

信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成五年三月大蔵省告示第六十二号）

協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二の規定に基づき信用組合及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成九年七月大蔵省告示第九十二号）

（監督部総務課）

外為取引における決済リスクに関する指針

9月7日、バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委員会）は、外為取引から発生する決済リスクの管理に関する監督上の指針の改訂版を公表した。

○平成12年9月7日発表（仮訳）

バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委員会）は、本日、外為取引から発生する決済リスクの管理に関する監督上の指針の改訂版を公表した。

この指針が強調しているのは、外為決済リスクは、同様の規模・存続期間を持つ他の信用リスクと同じく、経営陣の積極的な監視のもと、正式な測定・管理プロセスを通じて銀行が管理すべき信用リスクの一つである、ということである。同指針はまた、銀行が果たしてネットィングや他の民間部門のイニシアチブによる外為決済リスクの潜在的な削減効果を見積もっているかどうか、に監督当局は焦点を当てるべきである、とも勧告している。

この改訂された指針は、1999年7月に公表された市中協議ペーパーに寄せられたコメントを反映したものである。本指針は、支払・決済システム委員会との緊密な協議のもとに策定され、同委員会の作業、特に「外為取引における決済リスクについて」（1996年3月）「外為決済リスクの削減について——経過報告——」（1998年7月）の2つのレポートに多くを負っている。

バーゼル委員会のリスク管理小委員会議長であるRoger Coleは、「多くの銀行にとって、外為取引は決済リスクのもっとも大きな発生

源であり、その額は極めて多額に上り得る。それ故、銀行がこのリスクを適切に管理していると監督当局が判定することは重要である。適切なリスク管理方針を実施することは銀行にとって一大作業となり得るだろうが、全ての銀行は現時点までに外為決済リスクに関する十分な理解を持ち、必ずしも完全に実施できていないにせよ、外為決済リスク管理に関する明確かつ堅固な計画を策定し終えているはずであろう」と述べている。

1999年7月の草案後、指針に加えられた改訂の殆どは、内容の明確化を図らんとするものである。特に、外為決済リスクの信用リスクとしての性質が一段と強調され、同リスクの測定・削減に係るものについて更に議論が展開されている。伝統的な一件毎の決済を代替する手段、例えばネットィングや設立予定のCLS 銀行などが持つ潜在的リスク削減面における重要性についても、より十全な認識がなされている。

この点につき、バーゼル委員会の議長であるWilliam J McDonough は、「この指針は、外為決済リスクは本質的に民間部門によって対処されなければならない、とするG10諸国中央銀行総裁のスタンスを一段と強化するものである。銀行監督当局は、個々の銀行がこ

のリスクを測定し、管理し、コントロールするための全ての適切な手段をとっていることを確保する必要がある。特に、本指針は、銀行が業界主導のリスク削減のためのイニシアチブによる利点を徹底的に調査し、利用する

義務がある、ということを確認するものである」と述べている。

〔上記は、監督上の指針の要約版であり、詳細については、ホームページを参照。〕

(総務企画部国際課)

生命保険に対する検査結果について

保険業法第128条等に基づき生命保険会社(19社)から平成11年3月期決算における自己査定結果の報告を受け、生命保険会社に対して集中的な検査を実施し、9月21日、公表した。

○平成12年9月21日発表

1. 総与信の査定結果(11年3月末、償却・引当後)

(単位:億円)

	分類状況				総与信
当局査定(a)	480,625	29,844	2,332	235	513,061
自己査定(b)	493,482	18,938	616	10	513,061
(a) - (b)	▲12,857	10,906	1,716	225	-

(注) 総与信とは、貸付金、貸付有価証券、支払承諾見返、未収利息、仮払金の融資関連科目をいう。

(参考) 第百生命保険会社・大正生命保険会社

(単位:億円)

	分類状況				総与信
当局査定(a)	6,975	1,265	420	26	8,688
自己査定(b)	7,142	1,306	239	—	8,688
(a) - (b)	▲167	▲41	181	26	-

2. 償却・引当の適切性(11年3月末)

(単位:億円)

当局査定に基づく償却・引当額	自己査定に基づく償却・引当額	要追加償却・引当額
16,394	14,575	1,814

(注) 「当局査定に基づく償却・引当額」は、当局査定に、原則として各社の償却・引当基準を適用して算出したもの。

(参考) 第百生命保険会社・大正生命保険会社

(単位:億円)

当局査定に基づく償却・引当額	自己査定に基づく償却・引当額	要追加償却・引当額
803	586	217

3. ソルベンシー・マージン比率(11年3月末) (単位:%)

検査結果に基づく 比率	検査前比率	差引
668.8	701.4	- ▲ 32.6

(参考) 第百生命保険会社・大正生命保険会社 (単位:%)

検査結果に基づく 比率	検査前比率	差引
191.2	310.8	- ▲119.6

検査実施概要

項目	内容
目的	財務の健全性等に関する確認検査
対象生命保険会社	19社 住友生命、千代田生命、三井生命、ソニー生命、平和生命、 第一生命、朝日生命、協栄生命、東京生命、日本生命、 安田生命、日本団体生命、大同生命、太陽生命、セゾン生命、 大和生命、アイエヌジー生命、富国生命、オリックス生命
立入実施期間	平成11年5月27日から平成12年4月25日
1社当たり立入日数	24.6日
1社当たり投入人員	8.8人
1社当たり資産査定 債 務 者 数	1,564債務者
抽出率(金額ベース)	66.7% (注) 自己査定で分類債権とされたものの全額と正常債権で当局が 指定した先を査定対象として抽出した。
分類の定義	分類: 分類、分類及び分類としない資産 分類: 個別に適切なリスク管理を要する資産 分類: 最終の回収に重大な懸念が存在する資産 分類: 回収不可能又は無価値と判定される資産

(参 考)

1. 自己査定の正確性

自己査定基準については、大きな問題は認められていないが、その内容の一部に問題点が認められたので、大半の保険会社に改善を求めた。

主な問題点としては、次のとおりである。

- (1) 債務者区分の定義が規定されていない、あるいは、決算期以降における後発事象に係る規定が定められていない。
- (2) 担保の処分可能見込額の算出について、合理的根拠に基づく基準が定められていない。

また、自己査定の正確性については、自己査定基準自体に問題が認められるほか、債務者の実態把握等が不十分なまま分類を行っていること等から、当局査定と自己査定が相違しているものが大半の保険会社について認められた。

(単位：億円、%)

					総与信
当局査定	480,625	29,844	2,332	235	513,061
自己査定	493,482	18,938	616	10	513,061
-	▲12,857	10,906	1,716	225	—
(-) / 総与信		2.13	0.33	0.04	—

(注) 総与信とは、貸付金、貸付有価証券、支払承諾見返、未収利息、仮払金の融資関連科目をいう。

分類の正確性

(当局査定と自己査定の ~ 分類の合計額の差額を総与信額で除した率)

(率) (該当会社数)

1.0%未満	7社
1.0% ~ 5.0%未満	7社
5.0%以上	5社

2. 償却・引当の適切性

償却・引当基準については、大きな問題は認められていないが、破綻懸念先 分類債権にかかる引当必要額算定根拠や、一般貸倒引当金の貸倒実績率について、合理的な根拠がないなど、その内容の一部に問題が認められたので、大半の保険会社に改善を求めた。

なお、償却・引当の適切性については、当局査定と自己査定が相違していることなどから、大半の保険会社において償却・引当の追加が必要となっている。

(単位：億円、%)

総与信	当局査定 償却・引当額	自己査定 償却・引当額	要追加償却・引 当額 = -	不足率 /
513,061	16,394	14,575	1,814	0.35

(注) 「当局査定償却・引当額」は、当局査定に原則として各社の償却・引当基準を適用して算出したもの。

償却・引当の適切性

(不足率) (該当会社数)

0.2%未満	7社
0.2% ~ 0.6%未満	3社
0.6%以上	9社

3. ソルベンシー・マージン比率（11年3月末）

ソルベンシー・マージン比率の正確性については、自己査定が正確でないことのほか、土地の含み損益の算定誤りなどによるソルベンシー・マージン総額を減少すべきものや、信用リスクのランク付け誤りなどによるリスクを増加すべきもの等が認められたので、大半の保険会社に改善を求めた。

（単位：億円、％）

	検査結果に基づく比率等	検査前比率等	差引
			-
ソルベンシー・マージン総額 A	162,004	165,143	▲3,139
リスク合計額 B	48,449	47,089	1,360
ソルベンシー・マージン比率 A / B	668.8	701.4	▲ 32.6

4. 自己査定による引当実績率の状況

(1) 一般貸倒引当実績率

正常先債権

平均 0.18 %

（引当実績率）	（該当会社数）
0.10%未満	5社
0.10%～0.20%未満	7社
0.20%以上	6社
該当なし	1社

要注意先債権

平均 7.48 %

（引当実績率）	（該当会社数）
5.00%未満	7社
5.00%～10.00%未満	6社
10.00%以上	3社
該当なし	3社

(2) 破綻懸念先 分類の引当実績率

平均 84.95 %

（引当実績率）	（該当会社数）
70.00%未満	6社
70.00%～90.00%未満	4社
90.00%以上	6社
該当なし	3社

（注）破綻懸念先の 分類については、一般貸倒引当とは異なり、個別債権毎に必要額を引き当てている。

（検査部審査課）

銀行及び長期信用銀行を子会社とする 持株会社の設立認可について

金融再生委員会は、9月7日、銀行及び長期信用銀行を子会社とする持株会社（株式会社みずほホールディングス）の設立を認可した。

○平成12年9月7日発表

設立される持株会社の概要

1. 商号 : 株式会社みずほホールディングス
第一勧業銀行、富士銀行及び日本興業銀行が共同で設立する持株会社
2. 本店所在地 : 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号（丸の内センタービル）
3. 資本金 : 2兆5,720億円
4. 主要株主 : 普通株式上位10先 (19.87%)
第一生命保険 (3.97%)
日本生命保険 (2.72%)
中央三井信託銀行 (2.17%)
住友信託銀行 (2.05%)
安田生命保険 (2.04%)
朝日生命保険 (1.90%)
明治生命保険 (1.30%)
スー・ストリートバンク・アンド・トラスト・カンパニー (1.28%)
安田火災海上保険 (1.21%)
三菱信託銀行 (1.18%)

(注1) 上記のうち信託銀行の信託業務に関わる株式数を控除した比率
中央三井信託銀行(0.11%)、住友信託銀行(0.00%)、三菱信託銀行(0.00%)

(注2) 平成12年3月31日現在の3行の株主の状況を基準に作成

5. 取締役 : 会長(代) 西村正雄 (日本興業銀行頭取)
" (代) 山本恵朗 (富士銀行頭取)
社長(代) 杉田力之 (第一勧業銀行会長兼頭取)
副社長(代) 奥本洋三 (日本興業銀行副頭取)
" (代) 小倉利之 (富士銀行副頭取)
" (代) 酒井邦弥 (第一勧業銀行専務取締役)
" 原田東作 (富士銀行副頭取)
" 池田輝三郎 (日本興業銀行副頭取)
" 西之原敏州 (第一勧業銀行副頭取)
(代)は代表取締役の意。

6. 役員数 : 350名程度(役員・総合職専任スタッフの数)

7. 設立予定日 : 平成12年9月29日(金)

(金融再生委員会事務局総務課)
(監督部銀行第1課)

銀行業の免許について

金融再生委員会は、9月26日、(株)ジャパンネット銀行に対し銀行業の免許を与えた。

○平成12年9月26日発表

免許申請会社の概要

1. 商号
株式会社ジャパンネット銀行
2. 本店所在地
東京都新宿区西新宿二丁目1番1号(新宿三井ビル6階)
3. 資本金
200億円
4. 資本構成
さくら銀行 (50%) 東京電力 (5%) 住友銀行 (10%)
三井物産 (5%) 富士通 (10%) NTTドコモ (5%)
日本生命保険 (10%) 東日本電信電話 (5%)
5. 代表者
代表取締役社長 宮井芳行
6. 役職員数
約100名
7. 営業開始
平成12年10月12日(木)予定

(金融再生委員会事務局総務課)
(監督部銀行第1課)

株式会社第一勧業銀行等の事業再構築計画の認定について

(株)第一勧業銀行等から「経営健全化計画」に基づき提出された「事業再構築計画」について、産業活力再生特別措置法第3条第1項の規定に基づき審査した結果、同法第2条第2項第1号に規定する事業構造変更及び同項第2号に規定する事業革新を行う者として同法に定める認定要件を満たすと認められたため、9月12日、内閣総理大臣は事業再構築計画の認定を行った。

○平成12年9月12日発表

1. 認定計画の概要
株式会社第一勧業銀行、株式会社富士銀行、株式会社日本興業銀行、第一勧業証券株式会社、富士証券株式会社、興銀証券株式会社、第一勧業富士信託銀株式会社及び
興銀信託銀行株式会社から平成12年8月29日付けで提出された「事業再構築計画」について、産業活力再生特別措置法第3条第1項の規定に基づき審査した結果、産業活力再生特別措置法第2条第2項第1号に規

定する事業構造変更及び同項第2号に規定する事業革新を行う者として産業活力再生特別措置法に定める認定要件を満たすと認められたため、9月12日付けで事業再構築計画の認定を行った。

今回認定した申請者8社の事業再構築計画では、持株会社の設立、顧客セグメント別・機能別のビジネスユニット体制の導入を通じた経営効率の向上と事業分野、機能面における特色・強みの結合を実現し、各分野で最高水準の金融サービスを提供することとしている。

本件の認定により、持株会社設立及び合併時の登録免許税の軽減の特例を受けることが可能となる。

2. 事業再構築の実施時期

開始時期 平成12年9月～

終了時期 平成15年3月

3. 申請者の概要

株式会社第一勧業銀行

資本金 8,587億円

取締役頭取 杉田力之

本店所在地 東京都千代田区内幸町
一丁目1番5号

株式会社富士銀行

資本金 10,395億円

頭取 山本恵朗

本店所在地 東京都千代田区大手町
一丁目5番5号

株式会社日本興業銀行

資本金 6,736億円

取締役頭取 西村正雄

本店所在地 東京都千代田区丸の内
一丁目3番3号

第一勧業証券株式会社

資本金 450億円

代表取締役社長 金子崇輔

本店所在地 東京都千代田区丸の内
一丁目6番1号

富士証券株式会社

資本金 400億円

取締役社長 神尾知弘

本店所在地 東京都千代田区丸の内
一丁目1番2号

興銀証券株式会社

資本金 650億円

取締役社長 中村宏

本店所在地 東京都千代田区大手町
一丁目5番1号

第一勧業富士信託銀行株式会社

資本金 1,000億円

代表取締役社長 山田正次

本店所在地 東京都千代田区丸の内
一丁目6番2号

興銀信託銀行株式会社

資本金 150億円

取締役社長 小池勇

本店所在地 東京都千代田区二番町
11番19

様式第三

認定事業再構築計画の内容の公表

1. 認定年月日 平成12年9月12日

2. 認定事業者名 株式会社第一勧業銀行、株式会社富士銀行、株式会社日本興業銀行、第一勧業証券株式会社、富士証券株式会社、興銀証券株式会社、第一勧業富士信託銀行株式会社、興銀信託銀行株式会社

3. 認定事業再構築計画の目標

(1) 事業再構築に係る事業の目標

環境認識

経済がますますグローバル化し、金融ビッグバンが本格的に進展する中で、金融技術・情報通信技術の著しい発達等の環境変化も加わり、我が国の金融機関経営は新たな時代に

入ろうとしている。こうした中、我が国金融機関が、ボーダーレス化する厳しい競争に勝ち残り、国際的にも一流プレーヤーとしての地位を確立するためには、金融ニーズに高い次元での確、迅速に応える「顧客対応力」と、強固な財務体質に支えられた「信用力」の二つの要素を兼ね備える必要があると考えている。

また、我が国の金融システムを安定化させ、経済の活性化と国際競争力の強化を図るためには、21世紀の我が国金融業の強力な担い手が求められている。

このような環境認識に立ち、株式会社第一勧業銀行、株式会社富士銀行および株式会社日本興業銀行（以下、「統合3行」という。）は、全面的な統合を通じ、我が国の金融システムを支える中心的な存在として、真に国民から信頼される総合金融グループ（以下、「みずほフィナンシャルグループ」という。）を結成することで合意した。

目標

みずほフィナンシャルグループは、持株会社「株式会社みずほホールディングス」の設立、顧客セグメント別・機能別のビジネスユニット体制の導入を通じた経営効率の向上と事業分野、機能面における特色・強みの結合を実現することにより、我が国金融市場において、圧倒的優位性を有する金融グループとしてのステータスとブランドを確立する。

また、グローバルな金融市場においても、我が国を代表し、世界の五指に入る強力なプレーヤーとなることを目指す。

この結果、お客様・お取引先に対して各分野で最高水準の金融サービスを提供し、国民経済に貢献したいと考えている。

(2) 生産性の向上を示す数値目標

平成14年度に平成11年度との比較において、中核5社（統合3行、みずほ証券株式会社、みずほ信託銀行株式会社）ベースの自己資本当期利益率を3.0%ポイント上昇させる。

4. 認定事業再構築の内容

(1) 事業再構築に係る事業の内容

中核的事業

個人、中堅・中小企業、大企業・金融法人、公共団体、国際、市場・ALM、決済・マルチメディア、証券・インベストメントバンキング、資産運用・信託の9つの事業部門

選定理由

みずほフィナンシャルグループは、「最先端の総合金融サービスで、新時代をリードする革新的フィナンシャルグループ」を将来像とし、以下の経営目標を設定している。

<経営目標>

- ・ 日本を代表するグローバルトップ5
- ・ CS（お客さま満足度）：「トップ」
- ・ IT（情報技術）・FT（金融技術）：「フロントランナー」
- ・ 国内コマースバンキング：「ナンバー1」
- ・ 証券・インベストメントバンキング：「マーケットリーダー」
- ・ 資産運用・信託、決済ビジネス：「トップクラス」
- ・ 経営体制：「ベストプラクティス」

この経営目標を達成するため、当グループにおいては、以下の9つの事業部門を中核的事業と位置付け、各事業部門の特色・強みを最大限に発揮させることを目的に、顧客セグメント別・機能別のビジネスユニット体制を導入し、持株会社の下で一体運営を行う。これを通じて、3行統合により実現される「国内マーケットにおける圧倒的な顧客基盤」

「トップクラスのグループ総合金融サービス力」「成長分野におけるIT投資余力の飛躍的拡大」という3つの強みを活用し、各事業分野でトップクラスかつバランスのとれた最適なグループ事業ポートフォリオを構築していく。

<設置するビジネスユニット(BU)>

- ・ 個人BU / 中堅・中小企業BU / 大企業・金融法人BU / 公共団体BU / 国際BU / 市場・ALM BU / 決済・マルチメディアBU / 証券・インベストメントバンキングBU / 資産運用・信託BU

(2) 事業再構築を行う場所

株式会社第一勧業銀行：東京都千代田区内幸町一丁目1番5号

株式会社富士銀行：東京都千代田区大手町一丁目5番5号

株式会社日本興業銀行：東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

第一勧業証券株式会社：東京都千代田区丸の内一丁目6番1号

富士証券株式会社：東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

興銀証券株式会社：東京都千代田区大手町一丁目5番1号

第一勧業富士信託銀行株式会社：東京都千代田区丸の内一丁目6番2号

興銀信託銀行株式会社：東京都千代田区二番町11番19

株式会社みずほホールディングス(平成12年9月29日設立予定)

：東京都千代田区丸の内一丁目6番1号

みずほ証券株式会社(第一勧業証券株式会社、富士証券株式会社、興銀証券株式会社の合併新会社(平成12年10月1日合併予定))

：東京都千代田区大手町一丁目5番1号

みずほ信託銀行株式会社(第一勧業富士信託銀行株式会社、興銀信託銀行株式会社の合併新会社(平成12年10月1日合併予定))

：東京都千代田区丸の内一丁目6番2号

(3) 事業再構築を実施するための措置の内容

別表のとおり

(4) 事業再構築の開始時期及び終了時期

開始時期 平成12年9月 ~ 終了時期 平成15年3月

5. 事業再構築に伴う労務に関する事項

- | | | |
|---------------------------|--------------------|-----------|
| (1) 事業再構築の開始時期の従業員数 | 平成12年3月末実績 | 35,100人程度 |
| (2) 事業再構築の終了時期の従業員数 | 平成13年3月末計画 | 32,100人程度 |
| (3) 事業再構築に充てる予定の従業員数 | 平成15年3月末計画 | 32,100人程度 |
| (4) (3)中、新規採用される従業員数 | 平成13年度採用 | 1,200人程度 |
| (5) 事業再構築に伴い出向又は解雇される従業員数 | 平成12年9月予定(持株会社設立時) | 出向920人程度 |

別表

事業再構築の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
事業構造変更		
会社の設立による中核的事業の拡大、能率の向上	<p>・株式移転による株式会社第一勧業銀行、株式会社富士銀行、及び株式会社日本興業銀行の3行共同での持株会社の設立</p> <p>名 称：株式会社みずほホールディングス 住 所：東京都千代田区丸の内一丁目6番1号</p>	租税特別措置法第80条勧告等によつてする登記の税率の軽減

	<p>代表取締役社長：杉田 力之 設立日：平成12年 9月29日 資本金：2兆5,720億円</p>	
<p>合併による中核的 事業の開始、拡大 又は能率の向上</p>	<p>・統合3行の証券子会社の合併</p> <p>合併する会社の概要</p> <p>名 称：第一勧業証券株式会社 住 所：東京都千代田区丸の内一丁目6番1号 代表取締役社長：金子崇輔 資本金：450億円</p> <p>名 称：富士証券株式会社 住 所：東京都千代田区丸の内一丁目1番2号 代表取締役社長：神尾知弘 資本金：400億円</p> <p>名 称：興銀証券株式会社（存続会社） 住 所：東京都千代田区大手町一丁目5番1号 代表取締役社長：中村宏 資本金：650億円</p> <p>合併新会社の概要</p> <p>名 称：みずほ証券株式会社 住 所：東京都千代田区大手町一丁目5番1号 代表取締役社長：中村宏 資本金：1,502億円 合併比率：第一勧業会社の額面普通株式1株に 対し興銀証券株式会社の額面普通株 式1.12株、富士証券株式会社の額面 普通株式0.87株の割合をもって割当 てる。</p>	<p>租税特別措置法第 80条勧告等によっ てする登記の税率 の軽減</p>
<p>合併による中核的 事業の開始、拡大 又は能率の向上</p>	<p>・統合3行の信託銀行子会社の合併</p> <p>合併する会社の概要</p> <p>名 称：第一勧業富士信託銀行株式会社（存続 会社） 住 所：東京都千代田区丸の内一丁目6番2号 代表取締役社長：山田正次 資本金：1,000億円</p>	<p>租税特別措置法第 80条勧告等によっ てする登記の税率 の軽減</p>

	<p>名 称：興銀信託銀行株式会社 住 所：東京都千代田区二番町 1 1 番 1 9 代表取締役社長：小池勇 資本金：1 5 0 億円</p> <p>合併新会社の概要</p> <p>名 称：みずほ信託銀行株式会社 住 所：東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 2 号 代表取締役社長：山田正次 資本金：1, 1 5 0 億円 合併比率：興銀信託銀行株式会社の額面普通株式 1 株に対し、第一勧業富士信託銀行株式会社の額面普通株式 1.2 株の割合をもって割当てる。</p>	
事業革新		
第 2 条第 2 項第 2 号八	<ul style="list-style-type: none"> ・平成12年 9 月29日の持株会社設立以降、顧客セグメント別、機能別のビジネスユニット運営を導入することで、「役務（金融サービス）の新たな提供方式」を実現する。 ・さらに、上記をベースとし、各ビジネスユニットにおいても様々な「事業革新」を実施するものであり、その結果として「役務（金融サービス）の提供の著しい効率化」を実現する予定。 ・具体的な数値基準は以下による。 平成14年度（15/3期）に平成11年度（12/3期）との比較において、中核 5 社ベースの「業務粗利益 1 円当たりの経費」を13.5%低減させる。 	

(監督部銀行第 1 課)
(監督部証券課)

株式会社さくら銀行の事業再構築計画の認定について

(株)さくら銀行から「経営健全化計画」に基づき提出された「事業再構築計画」について、産業活力再生特別措置法第 3 条第 1 項の規定に基づき審査した結果、同法第 2 条第 2 項第 1 号に規定する事業構造変更及び同項第 2 号に規定する事業革新を行う者として同法に定める認定要件を満たすと認められたため、9 月12日、内閣総理大臣は事業再構築計画の認定を行った。

○平成12年9月12日発表

1. 認定計画の概要

株式会社さくら銀行から平成12年9月4日付けで提出された「事業再構築計画」について、産業活力再生特別措置法第3条第1項の規定に基づき審査した結果、産業活力再生特別措置法第2条第2項第1号に規定する事業構造変更及び同項第2号に規定する事業革新を行う者として産業活力再生特別措置法に定める認定要件を満たすと認められたため、9月12日付けで事業再構築計画の認定を行った。

今回認定した株式会社さくら銀行の事業再構築計画では、国内初のインターネット/オンライン専門銀行の設立による個人リテール部門の事業再構築により、収益性・

効率性を向上させることを目標としている。本件の認定により、新銀行設立時の登録免許税の軽減の特例を受けることが可能となる。

2. 事業再構築の実施時期

開始時期 平成12年4月～
終了時期 平成15年3月

3. 申請者の概要

株式会社さくら銀行
資本金 10,427億円
取締役頭取 岡田明重
本店所在地 東京都千代田区九段南一丁目3番1号

様式第三

認定事業再構築計画の内容の公表

1. 認定年月日 平成12年9月12日

2. 認定事業者名 株式会社さくら銀行

3. 認定事業再構築計画の目標

(1) 事業再構築に係る事業の目標

当行は国内営業部門において邦銀随一の国内営業基盤を活かし、個人取引および中小企業取引といったリテール分野に経営資源を重点配分し、信用リスクに見合った適性利鞘を確保することを主体とする貸出金損益の改善、個人ローンの積上げ、投資信託等新たな金融商品の販売を通じ、粗利益の増強を図る一方、チャネル改革により効率的な渉外体制を構築することによって、顧客の利便性を確保しつつ更なる経費の削減を実現し、「ローコスト・リテールバンク」として確固たる収益基盤の確立を目指す「経営健全化計画」を平成11年3月に策定、その抜本的な構造改革を進めている。

この改革の一環として、当行はコアビジネスと位置付けるリテール戦略をさらに発展させるべく、ネットワーク事業の展開を進めている。ネットワーク事業への取組みの基本であるチャネル戦略は、「お客様へのコンタクト力の強化」と「ローコスト構造への転換」を同時に達成するために、有人拠点の再編・コールセンターの拡充・コンビニバンキングの推進等のリアルネットとパソコンや携帯電話によるインターネットバンキングといったバーチャルネットを組み合わせ、お客様に「いつでも、どこでも、簡単に」サービスを利用いただく体制の構築を進めていくものである。

国内初のインターネット/オンライン専門銀行の設立による個人リテール部門の事業再構築今日の情報技術の急速な進歩により、インターネット技術を利用してネットワークを利用する機会が急速に拡大している。とりわけインターネットの国内利用者が現在の2,000万人弱から数年で6,000万人にまで達すると見られている中、いわゆるネットバンキングの利用者が今後急速に増加していくことはまず確実に、バーチャルネット戦略は非常に重要なものである。

このような環境認識の下、21世紀に向けた先進的金融事業として我が国初の「インターネット/オンライン専門銀行(新ネット銀行)」を設立し、本店以外無店舗、スリムな組織による小人数体制、最新テクノロジーを駆使したオープン系システムを備えることにより、リアル店舗と渉外人員を前提とした既存の銀行形態から脱却した「ローコスト体質のネットバンク」を実現し、マスコンシューマーを対象とする新たなコンシューマー事業を立ち上げ、オールさくら銀行としての収益性・効率性を向上させることを目標とする事業構造変更と事業革新を実施する。

(2) 生産性の向上を示す数値目標

平成14年度における自己資本当期利益率(新ネット銀行とさくら銀行の合算自己資本当期利益率)を平成11年度に比べ3.6%ポイント上昇させる。

4. 認定事業再構築の内容

(1) 事業再構築に係る事業の内容

中核的事业

インターネット/オンライン専門銀行事業(主に個人のお客様とのお取引向け)

選定理由

個人取引、中堅・中小企業取引といったリテール事業において、当行は邦銀随一の国内営業基盤を有し、競争力優位のある本事業は当行にとっての本業と位置付けている。

また、当行国内店における預金残高は27兆円にのぼるが、そのうちの15兆円、比率にして56%を個人預金が占めており、個人取引部門は最も重要な事業分野の一つである。従って、個人のお客さまとの取引を主体とするインターネット/オンライン専門銀行事業を当行における中核的事业と位置付けるものである。

(2) 事業再構築を行う場所

株式会社さくら銀行 東京都千代田区九段南1丁目3番1号

株式会社ジャパンネット銀行 東京都新宿区西新宿2丁目1番1号

(3) 関係事業者

株式会社ジャパンネット銀行

当行が平成12年上期中を目途に設立するインターネット/オンライン専門銀行で、当行が発行済株式数の50%を所有するため関係事業者該当する。

(4) 事業再構築を実施するための措置の内容

別表のとおり

(5) 事業再構築の開始時期及び終了時期

開始時期 平成12年4月~終了時期 平成15年3月

5. 事業再構築に伴う労務に関する事項

(1) 事業再構築の開始時期の従業員数(平成12年3月末)

株式会社さくら銀行 14,930人

計 14,930人

(2) 事業再構築の終了時期の従業員数(平成15年3月)

株式会社さくら銀行 13,200人

株式会社ジャパンネット銀行 45人

計 13,245人

(3) 事業再構築に充てる予定の従業員数(平成12年8月)

株式会社さくら銀行 0人

株式会社ジャパンネット銀行 44人

計 44人

(4)(3)中、新規採用される従業員数

株式会社さくら銀行	0人
株式会社ジャパネット銀行	9人
計	9人

(5)事業再構築に伴い出向又は解雇される従業員数

株式会社さくら銀行から株式会社ジャパネット銀行への転籍予定者は1名、出向予定者は30名。また、解雇の予定はない。

別表

事業再構築の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
事業構造変更		
会社の設立による中核的事業の開始、拡大又は能率の向上	<p>以下の会社を設立し、さくら銀行の中核的事業であるリテール事業の根幹を成す個人取引部門におけるマスコンシューマー事業を立ち上げる。</p> <p>名称：株式会社ジャパネット銀行 住所：東京都新宿区西新宿2-1-1 代表者：宮井 芳行 設立日：平成12年上期を予定 資本金：200億円 出資者：株式会社さくら銀行 50% 株式会社住友銀行 10% 富士通株式会社 10% 日本生命保険相互会社 10% 東京電力株式会社 5% 三井物産株式会社 5% 株式会社I・T・E・I・D・E 5% 東日本電信電話株式会社 5%</p>	租税特別措置法第80条勧告等によつてする登記の税率の軽減
産業革新		
第2条第2項第2号イ	<p>役務の構成の相当程度の変化</p> <p>21世紀に向けた先進的金融事業として、従来のリアル店舗と渉外人員を前提とした既存の営業形態から脱却し、インターネットを利用したバーチャルチャネルの活用による新ネット銀行を設立する。新ネット銀行は、本店以外無店舗、小人数体制、最新テクノロジーを駆使したオープン系システムを構築することにより、徹底した低コスト運営が図れ、既存のさくら銀行の顧客層に囚われることなく幅広くインターネットユーザーを対</p>	

象とする、従来採算的に厳しかったマス
コンシューマー事業の収益事業化を目指
す。(平成14年度の新ネット銀行の業
務収益は平成11年度のさくら銀行の業
務収益の1.3%に相当する)

(監督部銀行第1課)

日本債券信用銀行に係る特別公的管理の終了について

日債銀の譲渡については、8月1日の譲渡予定日を1カ月間延期していたが、9月1日、預金保険機構が保有する同行の発行済普通株式約25億株をソフトバンク、オリックス及び東京海上火災保険を中心に構成される出資グループに対して譲渡することにより、同行に係る特別公的管理が終了した。

○平成12年9月1日発表

1. 特別公的管理下にある日本債券信用銀行(日債銀)の譲渡については、去る6月30日に株式売買契約が締結され、8月1日に(ソフトバンク・グループ)へ譲渡される予定となっていたが、臨時国会における御議論や国民の意見に十分に耳を傾けるとともに、その理解を深めて頂くため、譲渡を9月1日まで1カ月延期することとした。
2. 日債銀譲渡契約、とりわけ瑕疵担保特約については様々な御指摘や御批判があったが、これは2次ロス対策として必要なものであり、更に日債銀の速やかな譲渡や国民負担抑制を図る観点から盛り込まれたものである旨機会を捉えて説明し、国民の理解を得るための努力をしてきたところである。また、日債銀譲渡契約の見直しや更なる延
- 期については、内外の金融行政に対する信認を失うおそれもあるといった問題もある。
3. このため、日債銀については、株式売買契約に従って譲渡を実行するべく諸手続きを進めてきたところであるが、本日(9月1日)、予定通り、金融再生法第52条第2号の規定に基づき、預金保険機構が保有する同行の発行済普通株式25億153万6,000株をソフトバンク・グループに対して譲渡することにより、同行に係る特別公的管理を終了させることとした。
4. 今後、特別公的管理終了後の日債銀が健全かつ適切な経営に努め、我が国の金融システムの安定及びその再生に貢献し、我が国経済の発展に資することを期待したい。

(金融再生委員会事務局金融危機管理課)

大正生命保険株式会社について

8月28日、大正生命の資産運用に係る業務の運営が著しく不適切であり、その保険業の継続が保険契約者等の保護に欠ける事態を招くおそれがあると認められたことから、保険業法第241条第1項に基づき、同社に対して業務の一部停止を命じた。更に、8月29日、保険管理人による業務及び財産の管理を命じる処分を行うとともに、保険管理人として、社団法人生命保険協会、公認会計士の三澤博氏、弁護士の小杉晃氏を選任し、併せて、これらの保険管理人に対し、同法第247条第1項に基づき大正生命に係る業務及び財産の管理に関する計画の作成を命じた。

○長官談話（平成12年8月28日）

1. 本日午後、当庁は、大正生命保険株式会社（以下「大正生命」という。）に対し、財務の状況が極めて厳しい中、資産運用に係る業務の運営が著しく不適切であり、その保険業の継続が保険契約者等の保護に欠ける事態を招くおそれがあると認められることから、保険業法第241条第1項に基づき、業務の一部停止を命じた。また、大正生命の業務及び財産を適正に運営・管理するため、速やかに、保険管理人を選任し、保険管理人による業務及び財産の管理を命ずることとしている。
2. 上記の措置により、今後、大正生命においては、新規の契約に関する業務、解約に関する業務、配当の支払いに関する業務等は停止されるが、保険金の支払い、保険料の受領等の保全業務等については、原則として、引き続き行われることとなる。
 なお、大正生命の保険契約の取扱いについては、保険管理人が当社の財務の正確な

状況を調査した上で策定する業務及び財産の管理に関する計画において定められることとなるが、その際には、予定利率の変更等の契約条件の変更はあり得るものの、生命保険契約者保護機構による資金援助又は保険契約の引受を通じて、責任準備金（将来における保険金等の支払いのために積み立てられているべき準備金）の90%まで補償される等の保護が図られる仕組みとなっている。また、平成13年3月末までの特例期間中に支払事由の生じた死亡保険金等については、その全額が支払われるなどの保護がなされることとなっている。

従って、保険契約者におかれては、冷静な行動をとられることを強く希望する。

3. 当庁としては、今後とも、早期是正措置の厳正な運用、立入検査、モニタリングの充実など適切な監督に努め、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図ってまいりたい。

（監督部保険課）

大正生命保険株式会社の概要

1. 沿革 大正2年4月 創業
 昭和23年9月 日本教育生命を合併
2. 本社所在地 東京都千代田区有楽町1丁目9番1号
3. 社長 細川 淳
4. 主要計数

（単位：億円）

	10年3月期	11年3月期	12年3月期
保有契約高	13,724	13,345	11,740
総資産	2,284	2,318	2,044
収入保険料	477	509	447
経常利益	0.3	45	41
当期利益	0.5	0.8	70

（注）総資産ベースで45社（第百生命を除く。）中第28位（12年3月末現在）。

- ・役員数（監査役含む）： 12名（12年6月末現在）
- ・職員数： 1,265名（うち内勤職員数 333名、営業職員数 921名。 ” ）
- ・店舗数（営業所等）： 50（12年6月末現在）
- ・契約者数： 約22万人（個人保険+個人年金保険、12年3月末現在）

5. ソルベンシー・マージン比率： 67.7%（12年3月期）

大正生命保険株式会社の検査結果について（平成12年8月28日）

1. 検査基準日：平成11年3月31日

2. 総資産査定結果

分類（ 分類、 分類及び 分類としない資産）	2,170億円
分類（個別に適切にリスク管理を要する資産）	111億円
分類（最終の回収に重大な懸念が存する資産）	8億円
分類（回収不可能又は無価値と判定される資産）	28億円
総資産	2,318億円

総資産の査定結果（11年3月期）

（単位：億円）

	分 類 状 況				総 資 産
当局査定(a)	2,170	111	8	28	2,318
自己査定(b)	2,214	68	35	—	2,318
(a) - (b)	44	42	26	28	—

（注）億円未満切り捨て。

3. 自己資本の状況（11年3月期）

自己資本	44 億円
うち資本金	26 億円
法定準備金	16 億円
その他の剰余金	1 億円
要追加償却・引当額	34 億円
要追加責任準備金等繰入額	0 億円
- -	9 億円
負債性資本	19 億円
うち価格変動準備金	2 億円
危険準備金	8 億円
解約返戻金相当額超過分	8 億円
含み損益	72 億円
うち有 価 証 券	53 億円
動 不 動 産	18 億円
上記以外の資産	0 億円
+ +	43 億円

（注）億円未満切り捨て。

4. ソルベンシー・マージン比率（11年3 月期）

今回の検査結果を踏まえた追加償却・引当額等を前提とした

ソルベンシー・マージン比率・・・・・・・・・・・・ 342.6 %

（参考） 11年3 月期決算において当社が公表した

ソルベンシー・マージン比率・・・・・・・・・・・・ 384.6 %

大正生命保険株式会社に対する保険管理人による業務及び財産の管理命令等について

（平成12年 8 月29日）

1. 本日、保険業法第241条第1項の規定に基づき、大正生命保険株式会社に対し、保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分をするとともに、同法第242条第2項の規定に基づき、社団法人生命保険協会（会長 宇野郁夫 日本生命保険相互会社社長）、公認会計士の三澤博氏、弁護士の小杉晃氏を同会社の保険管理人として選任し、併せてこれらの保険管理人に対し、同法第247条第1項の規定に基づき、同
- 会社に係る業務及び財産の管理に関する計画の作成を命じました。
2. 今般の措置により、大正生命保険株式会社の代表権、業務の執行並びに財産の管理・処分権は保険管理人に専属することとなり、本日選任した保険管理人は、大正生命保険株式会社に係る業務及び財産の管理に関する計画を策定することとなります。

（監督部保険課）

（参 考）

金融再生委員長談話（平成12年 8 月28日）

1. 本日午後、金融庁は、大正生命保険株式会社（以下「大正生命」という。）に対し、財務の状況が極めて厳しい中、業務の運営が著しく不適切であり、その保険業の継続が保険契約者等の保護に欠ける事態を招くおそれがあると認められることから、保険業法第241条第1項に基づき、業務の一部の停止を命じた。また、同庁では、今後、速やかに保険管理人を選任するとともに、保険管理人による業務及び財産の管理を命ずることとしている。
2. 大正生命の保険契約の取扱いについては、
- 今後、保険管理人が策定する業務及び財産の管理に関する計画において定められることとなるが、いずれにせよ、生命保険契約については、生命保険契約者保護機構による資金援助又は保険契約の引受を通じて、保険契約者等の保護が図られる仕組みとなっている。また、平成13年3月末までの特例期間中に支払事由の生じた死亡保険金等については、その全額が支払われるなどの保護がなされることとなっている。
3. 保険契約者におかれては、冷静な行動をとられることを強く希望する。

（金融再生委員会事務局総務課）

ウェストエルビー・セキュリティーズ・パシフィック・リミテッド 東京支店に対する検査結果に基づく勧告について

証券取引等監視委員会は、ウェストエルビー・セキュリティーズ・パシフィック・リミテッド東京支店を検査した結果、法令違反の事実が認められたので、9月12日、金融再生委員会及び金融庁長官に対して、行政処分を行うよう勧告した。

○平成12年9月12日発表

1. 勧告の内容

証券取引等監視委員会は、ウェストエルビー・セキュリティーズ・パシフィック・リミテッド東京支店（東京都千代田区内幸町、日本における代表者 イエンス・ミュンスター、東証・大証会員、役職員約110名、以下「ウェストエルビー証券」という）を検査した結果、下記のとおり法令違反の事実が認められたので、本日、金融再生委員会及び金融庁長官に対して、金融再生委員会設置法第31条第1項の規定に基づき、行政処分を行うよう勧告した。

2. 事実関係

特別の利益を提供することを約して勧誘する行為

ウェストエルビー証券は、複数の法人顧客（保険会社）からソルベンシー・マージン比率向上のための劣後ローンの供与の斡旋依頼を受けたが、劣後ローン融資を行う金融機関が見つからなかった。

このため、ウェストエルビー証券は、平成10年3月及び平成11年3月、支店長（当時）、金融商品部部長（当時）等の関与により、当該顧客に対し、当該顧客が金融機関から劣後ローンを借り入れると同時に、当該劣後ローンの信用リスクに元本等の支払が連動する債券を顧客が取得することにより、劣後ローンの信用リスクを顧客自身に還流させることとなるセットの取引スキームを提示した。

当該取引スキームは、実質的には、当該劣後ローンの借入れが、当該顧客の保険金支払能力の充実にとはならず、当該顧客のソルベンシー・マージン比率を見かけ上嵩上げすることとなるものであるが、ウェストエルビー証券は、当該スキームに基づいて取引を実行することを約して、有価証券取引の勧誘を行ったものである。

上記行為は、外国証券業者に関する法律第14条第1項（平成10年11月30日以前の行為については、同年法律第107号による改正前の第17条第1項）において準用する証券取引法第42条第1項第9号（平成10年11月30日以前の行為については、同年法律第107号による改正前の第50条第1項第6号）に基づく外国証券業者に関する総理府令（平成12年総理府令第65号による改正前のもの）第24条第15項（平成10年11月30日以前の行為については、同年総理府令・大蔵省令第37号による改正前の第21条第4項）において準用する証券会社の行為規制等に関する総理府令（平成12年総理府令第65号による改正前のもの）第4条第2号（平成10年11月30日以前の行為については、同年総理府令・大蔵省令第33号による改正前の第2条第2号）に規定する「有価証券の売買その他の取引につき、顧客に対して特別の利益を提供することを約して勧誘する行為」に該当すると認められる。

（証券取引等監視委員会事務局総務検査課）

アレマン・パナマ共和国外務大臣と日野長官の会談



日野長官はアレマン・パナマ共和国外務大臣の要請を受け、8月24日（木）に同国のマネー・ローンダリング対策の改善状況に関して意見を交換した（パナマ共和国は6月、FATF（ ）からマネー・ローンダリングに非協力的な国として認定されている）。

FATF（Financial Action Task Force on Money Laundering:金融作業部会）平成元年のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された政府間機関で、マネー・ローンダリング対策を国際的に推進することを目的とする。

（総務企画部総務課）

証券会社に係る検査マニュアルの整備に向けて

金融システム改革の進展、インターネットによる証券取引の増加等の証券会社を巡る環境の変化をも踏まえ、証券会社に係る検査マニュアルを整備・公表することにより、金融庁の検査・監視・監督機能の一層の向上を図るとともに、証券会社の自己責任原則に基づく経営を促し、もって、透明な行政の確立に資するため、8月28日、証券検査マニュアルWGを設置し、検討を開始した。

○平成12年8月28日発表

金融庁検査部、証券取引等監視委員会は、証券会社に係る検査マニュアルを整備するため、下記のとおり「証券検査マニュアルWG（ワーキンググループ）」を設置し検討を開始することとした。

記

1. 証券会社に係る検査マニュアル整備の趣旨
証券会社に係る検査マニュアルを整備・

公表することにより、金融庁の検査・監視・監督機能の一層の向上を図るとともに、証券会社の自己責任に基づく経営を促し、もって透明な金融行政の確立に資することとする。

2. 「証券検査マニュアルWG」

証券会社に係る検査マニュアルの整備に向けて検討を行うため、東京証券取引所、証券業協会、日本公認会計士協会、証券会

社等から実務家にオブザーバーとして参加を得て、当庁職員となっている商法学者や公認会計士を含む検査部、証券取引等監視委員会事務局、監督部及び総務企画部職員をメンバーとする「証券検査マニュアルWG」を設置する。

3. 今後の進め方

本WGでは、オブザーバー等から証券業

に係る最近の状況等についてヒアリングを行った上で、預金等受入金融機関及び保険会社に係る検査マニュアル策定の際に蓄積されたノウハウ、証券会社に対する検査の経験及び各界の意見を踏まえ、できる限り早期に策定作業を進め、12事務年度中に証券会社に係る検査マニュアルを策定する予定である。

証券検査マニュアルWGメンバー

座長	細田 隆	検査部審査課長	森 拓光	証券取引等監視委員会事務局総務検査課課長補佐
メンバー	西村 尚剛	証券取引等監視委員会事務局総務検査課長		
	野村 修也	中央大学法学部教授 (商法)・検査部参事 (非常勤)	水口 純	監督部証券課課長補佐
	木戸 久男	検査部検査監理官	吉野維一郎	監督部証券課課長補佐
	佐々木清隆	検査部検査企画官	中 裕伸	総務企画部国際課課長補佐
	木村 耕三	検査部検査指導官	木股 英子	総務企画部市場課課長補佐
	小林謙太郎	検査部総務課課長補佐 (指導1係)	オブザーバー小澤浩太郎	日本銀行考査局調査役
	樋口 茂雄	検査部総務課課長補佐 (指導2係)	英 公一	公認会計士(監査法人太田昭和セシジャー)
	原田 義久	検査部総務課課長補佐 (地方1係)	清水 毅	公認会計士(中央青山監査法人)
	藤本 拓資	検査部審査課課長補佐 (総括)	片桐 健	東京証券取引所会員部次長
	篠田 均司	検査部審査課課長補佐 (審査4係)	吉岡 一憲	日本証券業協会会員部長
	高橋 浩	金融証券検査官 (公認会計士)	松山 久敏	野村證券(株)業務管理部長
	川口 春可	金融証券検査官 (公認会計士)	田中 太郎	大和証券(株)執行役員
	片野坂親二	証券取引等監視委員会証券取引検査官室長	小幡 俊夫	藍澤証券(株)管理本部長兼総務部長
	外崎 亮	証券取引等監視委員会事務局総務検査課課長補佐	綿貫 治子	ゴールドマン Sachs証券会社東京支店法務部長
	野口 徹郎	証券取引等監視委員会事務局総務検査課課長補佐	事務局	金融庁検査部総務課 証券取引等監視委員会事務局 総務検査課

(検査部審査課)

(証券取引等監視委員会事務局総務検査課)

金融機関における実効性ある内部監査・外部監査態勢の確立に向けて

バーゼル銀行監督委員会より「銀行の内部監査、および監督当局と内部・外部監査人の関係」と題する市中協議ペーパーが公表されるなど、金融機関における実効性ある内部監査・外部監査態勢の確立が重要な課題となっていることから、8月28日、内部監査・外部監査WGを設置し、検討を開始した。

○平成12年8月28日発表

金融庁は、金融機関における実効性ある内部監査・外部監査態勢の確立に向けて、預金等受入金融機関及び保険会社に係る検査マニュアル（以下、「検査マニュアル」という。）の内部監査・外部監査に関する記述を改訂するため、下記のとおり、検査部内に「内部監査・外部監査WG（ワーキンググループ）」を設置し検討を開始することとした。

記

1. 実効性ある内部監査・外部監査態勢の確立の趣旨

金融庁の検査は、自己責任原則に基づく金融機関自身の内部監査を含む内部管理と、会計監査人等による厳正な外部監査を前提としつつ、これらを補強するものである。検査マニュアルの内部監査・外部監査に関する記述を改訂することにより、金融機関に対し、自己責任に基づく内部監査・外部監査態勢の確立を促すとともに、金融庁の

検査の更なる実効性及び効率性向上を図り、もって透明な金融行政の確立に資することとする。

2. 内部監査・外部監査WGの設置

検査マニュアルの内部監査・外部監査に関する記述の改訂に向けて、実務的な検討を行うため、検査部、総務企画部及び監督部職員等からなる「内部監査・外部監査WG」を検査部内に設置する。なお、本WGのメンバーには、当庁職員となっている商法学者や公認会計士が参加するほか、日本公認会計士協会から実務家が参加する予定である。

3. 今後の進め方

本WGでは、各金融機関からのヒアリング、全国銀行協会等の各界の意見を踏まえ、検査マニュアルの内部監査・外部監査に関する記述の改訂原案をとりまとめ、本年内に検査マニュアルの改訂を行う予定である。

内部監査・外部監査WGメンバー

座長	野村 修也	中央大学法学部教授、 金融庁検査部参事 (非常勤)	原田 義久	検査部総務課課長補佐 (地方1係)
メンバー	木戸 久男	検査部検査監理官	石村 幸三	検査部総務課課長補佐 (国際調整係)
	佐々木清隆	検査部検査企画官	安藤 浄人	検査部総務課課長補佐
	木村 耕三	検査部検査指導官	氷見野良三	総務企画部国際課企画 官
	小林謙太郎	検査部総務課課長補佐 (指導1係)	多賀谷 充	総務企画部企業開示参 事官室課長補佐
	樋口 茂雄	検査部総務課課長補佐 (指導2係)		

篠原 真	総務企画部企業開示参 事官室主任企業会計専 門官	重藤 哲郎	監督部保険課課長補佐
堀本 善雄	監督部総務課課長補佐	高橋 浩	検査部金融証券検査官 (公認会計士)
小野 孝	監督部銀行第1課課長 補佐	大森 茂	監査法人トーマツ 公認会計士
住澤 整	監督部銀行第2課課長 補佐	頼廣 圭祐	監査法人太田昭和セン チュリー 公認会計士

(検査部総務課)

金融監督等にあたっての 事務ガイドライン等の一部改正について

8月21日、災害時における対応上必要が生じたものについて、事務ガイドライン(「金融監督等にあたっての留意事項について」)及び「証券会社、証券投資信託委託業者及び証券投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等にあたっての留意事項について」の一部改正を行った。

○平成12年8月21日発表

- 1 「第一分冊：預金取扱い金融機関関係」
 - 0 - 5 災害時における金融に関する措置
- 2 「第二分冊：保険会社関係」
 - 0 - 2 災害時における金融に関する措置
- 3 「証券会社、証券投資信託委託業者及び証券投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等にあたっての留意事項について」
 - 1 - 5 災害時における金融に関する措置

「事務ガイドラインの改正について(預金取扱い金融機関関係)」

現 行	改 正
0 . 一般事項 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">0 - 5 災害時における金融に関する措置</div> 0 - 5 - 1 (略) (1) (略) (2) 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置 (略) (略) (3) 手形交換、休日営業等に関する措置 民間金融機関において、災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても	0 . 一般事項 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">0 - 5 災害における金融に関する措置</div> 0 - 5 - 1 災害地に対する金融上の措置 (略) (1) (略) (2) 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置 (略) (略) (3) 手形交換、休日営業等に関する措置 民間金融機関において、災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても

適宜配慮することを要請する。

(新 規)

(4) (略)

適宜配慮することを要請する。

また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずることを要請する。

(4) (略)

0 - 5 - 2 東海地震の地震防災対策強化地域
内外における金融上の諸措置

大規模地震対策特別措置法により地震防災対策強化地域の指定が行われると、指定行政機関は、事前に地震災害及び2次災害の発生を防止し災害の拡大を防ぐための措置を定めなければならないこととされている。しかし、金融機関業務の事務処理については、機械化とその無人サービス網の普及等により、地域的に分断して対応することが困難であることから、東海地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関に対し、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。

1 東海地震の地震防災対策強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く民間金融機関の警戒宣言時の対応について

(1) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、民間金融機関において、営業所等の窓口における営業は普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻業務以外の業務は停止するとともに、その後、店頭の顧客の輻輳状況等を的確に把握し、平穩裡に窓口における普通預金の払戻業務も停止し、併せて、窓口営業停止の措置を講じた旨を取引者に周知徹底するよう要請する。ただし、この場合であっても、同地の日銀支店長や警察等と緊密な連絡をとりながら、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講ずることを要請する。

(2) 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、民間金融機関において、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲

(新 規)

示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載するよう要請する。

(3) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の金融業務の円滑な遂行の確保を期するため、民間金融機関において窓口営業の開始又は再開は行わないよう要請する。ただし、この場合であっても、同地の日銀支店長や警察等と緊密な連絡をとりながら、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等の運転は継続する等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講ずることを要請する。

(4) その他

警戒宣言が解除された場合には、民間金融機関において、可及的速かに平常の営業を行うよう要請する。

発災後の民間金融機関の応急措置については、上記「0 - 5 - 1 災害地に対する金融上の措置」に基づき、適時、的確な措置を講ずることを要請する。

2 当該強化地域外に営業所を置く民間金融機関の警戒宣言時の対応について

(1) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、民間金融機関において、地震防災対策強化地域内にある民間金融機関の本店及び支店等向けの手形取立等の手形交換業務については、その取扱いを停止させるよう要請し、併せて当該業務の取扱いを停止することを店頭に掲示し、顧客の協力を求めるよう要請する。

(2) 民間金融機関において、地震防災対策強化地域内の本店及び支店等が営業停止の措置をとった場合であっても、当該営業停止の措置をとった当該強化地域外の支店及び本店等の営業所については、平常どおり営業を行うよう要請する。

0 - 5 - 2 行政報告
(略)

(以 下 略)

0 - 5 - 3 行政報告
(略)

(以 下 略)

「事務ガイドラインの改正について（保険会社関係）」

現	行 改 正
<p data-bbox="236 293 799 331">0 - 2 災害時における金融に関する措置</p> <p data-bbox="236 360 411 439">0 - 2 - 1 本文（略）</p>	<p data-bbox="853 293 1390 331">0 - 2 災害における金融に関する措置</p> <p data-bbox="853 360 1374 439">0 - 2 - 1 災害地に対する金融上の措置 本文（略）</p> <p data-bbox="853 490 1433 568">0 - 2 - 2 東海地震の地震防災対策強化地域 内外における金融上の諸措置</p> <p data-bbox="853 575 1433 779">大規模地震対策特別措置法により地震防災対策強化地域の指定が行われると、指定行政機関は、事前に地震災害及び2次災害の発生を防止し災害の拡大を防ぐための措置を定めなければならないこととされている。</p> <p data-bbox="853 786 1433 1081">しかし、金融機関業務の事務処理の機械化とその無人サービス網の普及等により、地域的に分断して対応することが困難であることから、東海地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関に対し、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。</p> <p data-bbox="853 1133 1433 1256">1 東海地震の地震防災対策強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く保険会社の警戒宣言時の対応について</p> <p data-bbox="869 1263 1433 1386">(1) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、保険会社において、営業所等における営業を停止するよう要請する。</p> <p data-bbox="869 1393 1433 1641">(2) 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、保険会社において、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載するよう要請する。</p> <p data-bbox="869 1648 1433 1852">(3) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の保険会社の円滑な遂行の確保を期すため、保険会社において、営業の開始又は再開は行わないよう要請する。</p> <p data-bbox="869 1859 1433 2027">(4) その他 警戒宣言が解除された場合には、保険会社において、可及的速かに平常の営業を行うよう要請する。</p> <p data-bbox="927 2033 1433 2157">発災後の保険会社の応急措置については、上記「0 - 2 - 1 災害地に対する金融上の措置」に基づき、適時、的確な</p>

（新 規）

<p>0 - 2 - 2 行政報告 (略)</p>	<p>措置を講ずることを要請する。</p> <p>2 当該強化地域外に営業所を置く保険会社の警戒宣言時の対応について 保険会社において、地震防災対策強化地域内の本店及び支店等が営業停止の措置をとった場合であっても、当該営業停止の措置をとった当該強化地域外の支店及び本店等の営業所については、平常どおり営業を行うよう要請する。</p> <p>0 - 2 - 3 行政報告 (略)</p>
-------------------------------	---

「事務ガイドラインの改正について（証券会社等関係）」

現	行 改 正
<p>第1部 証券会社等の監督関係 1. 事務の取扱いに関する一般的事項</p> <p>1 - 5 災害時における金融に関する措置</p> <p>政府は、災害対策基本法によりその目的を達成するために必要な金融上の措置等を講じなければならないこととされている（同法第9条第1項）。こうしたことから、災害発生の際は、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、証券会社等に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、次の措置について適切に運用するものとする。</p> <p><u>なお、これらの措置を講じた場合には、遅滞なく金融監督庁に報告するものとする。</u></p> <p>預り証再発行等についての可能な限りの便宜措置 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置 有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置 その他、顧客への対応について十分配慮すること</p>	<p>第1部 証券会社等の監督関係 1. 事務の取扱いに関する一般的事項</p> <p>1 - 5 災害における金融に関する措置</p> <p>1 - 5 - 1 災害地に対する金融上の措置</p> <p>政府は、災害対策基本法によりその目的を達成するために必要な金融上の措置等を講じなければならないこととされている（同法第9条第1項）。こうしたことから、災害発生の際は、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、証券会社等に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、次の措置について適切に運用するものとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>預り証再発行等についての可能な限りの便宜措置 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置 有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置 その他、顧客への対応について十分配慮すること</p>

1 - 5 - 2 東海地震の地震防災対策強化地域
内外における金融上の諸措置

大規模地震対策特別措置法により地震防災対策強化地域の指定が行われると、指定行政機関は、事前に地震災害及び2次災害の発生を防止し災害の拡大を防ぐための措置を定めなければならないこととされている。

しかし、金融機関業務の事務処理については、機械化とその無人サービス網の普及等により、地域的に分断して対応することが困難であることから、東海地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関に対し、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。

1 東海地震の地震防災対策強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く民間金融機関の警戒宣言時の対応について

(1) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、証券会社等において、営業所等の窓口における営業を停止するよう要請する。

(2) 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、証券会社等において、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載するよう要請する。

(3) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の証券会社等の円滑な遂行の確保を期すため、証券会社等において窓口営業の開始又は再開は行わないよう要請する。

(4) その他

警戒宣言が解除された場合には、証券会社等において、可及的速かに平常の営業を行うよう要請する。

発災後の証券会社等の応急措置については、上記「1 - 5 - 1 災害地に対する金融上の措置」に基づき、適時、的確な措置を講ずることを要請する。

2 当該強化地域外に営業所を置く証券会社等の警戒宣言時の対応について

証券会社等において、地震防災対策強化地域内の本店及び支店等が営業停止の措置をと

(新 規)

った場合であっても、当該営業停止の措置をとった当該強化地域外の支店及び本店等の営業所については、平常どおり営業を行うよう要請する。

1 - 5 - 3 行政報告

以上のような金融上の諸措置を採ったときは、遅滞なく監督部長に報告するものとする。

(監督部総務課)

**証券会社等の監督等にあたっての
事務ガイドライン等の一部改正について**

8月24日、産業活力再生特別措置法に関する留意事項及び登録対象となる外務員の範囲について、事務ガイドライン(「証券会社、証券投資信託委託業者及び証券投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等にあたっての留意事項について」)の一部改正を行った。

○平成12年8月24日発表

(第1部)証券会社等の監督関係

3.証券会社の監督事務

3 - 6 登録対象となる外務員の範囲等

3 - 10 産業活力再生特別措置法に関する証券会社の留意事項

「証券会社、証券投資信託委託業者及び証券投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等にあつての留意事項について」(「事務ガイドライン」)

現	行	改	正
<p>第1部 証券会社等の監督関係</p> <p>目次</p> <p>(略)</p> <p>3.証券会社の監督事務</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>		<p>第1部 証券会社等の監督関係</p> <p>目次</p> <p>(略)</p> <p>3.証券会社の監督事務</p> <p>(略)</p> <p><u>3 - 10 産業活力再生特別措置法に関する証券会社の留意事項</u></p> <p><u>3 - 10 - 1 産活法第2条第2項第2号及び同法告示第6条、第8条、第9条の事業革新の定義</u></p> <p><u>3 - 10 - 2 産活法第3条第6項第1号及び同法告示第11条の事業再構築の認定の基準</u></p>	

第 1 部 証券会社等の 監督関係

(略)

3. 証券会社の監督事務

(略)

3 - 6 登録対象となる外務員の範囲等

3 - 6 - 1 登録対象となる外務員の範囲
証券会社の店内業務（店頭業務を含む。）
に従事する役員又は使用人（当該証券会社と
雇用契約のある者（出向者を含む。）に限る。
。）のうち、法第64条第1項に規定する外務
員登録原簿に登録を必要とする者は、以下の
いずれかの業務を行う者とする。

～ (略)

(略)

(新 設)

(略)

第 1 部 証券会社等の 監督関係

(略)

3. 証券会社の監督事務

(略)

3 - 6 登録対象となる外務員の範囲等

3 - 6 - 1 登録対象となる外務員の範囲
証券会社の店内業務（店頭業務を含む。）
に従事する役員又は使用人のうち、法第64
条第1項に規定する外務員登録原簿に登録を
必要とする者は、以下のいずれかの業務を
行う者とする。

～ (略)

(略)

3 - 10 産業活力再生特別措置法に関する 証券会社の留意事項

産業活力再生特別措置法（以下「産活法」
という。）等に定める事業再構築に関する計
画（以下「事業再構築計画」という。）の記
載事項については、証券会社の計算書類等
の記載方法に則し、以下の点に留意するもの
とする。

3 - 10 - 1 産活法第2条第2項第2号及び 同法告示第6条、第8条、第9条の事業革 新の定義

(1) 告示第6条の「当該新たな役務の売上
高の合計額がすべての事業の売上高の1
%以上となる場合」は、例えば、当該新
たな役務の営業収益の合計額がすべての
事業の営業収益の1%以上となる場合を
いう。

(2) 告示第8条の「当該役務に係る1単
位当たりの販売費が5%以上低減される
場合」は、例えば、営業収益又は営業収
入の1単位当たりの販売費・一般管理費
が5%以上低減される場合をいう。

(3) 告示第9条の「事業再構築期間中の当
該役務の売上高の伸び率を百分率で表し
た値が、過去3事業年度における当該役
務に係る業種の売上高の伸び率の実績値
を百分率で表した値を5以上上回る場合

」は、例えば、事業再構築期間中の当該役務の営業収益の伸び率を百分率で表した値が、過去3事業年度における当該役務に係る業種の営業収益の伸び率の実績値を百分率で表した値を5以上上回る場合をいう。

3 - 10 - 2 産活法第3条第6項第1号及び同法告示第11条の事業再構築の認定の基準告示第11条第1項第2号の「有形固定資産回転率（売上高を有形固定資産の帳簿価額で除した値）が5%以上上昇する」場合は、例えば、営業収益を有形固定資産の帳簿価額で除した値が5%以上上昇する場合をいう。

（監督部証券課）

駐日英国大使館参事官ピーター・グリーン氏講演会の開催

8月29日、駐日英国大使館参事官（金融担当）であるピーター・グリーン氏が、当庁庁議室において、英国において6月に成立した「金融サービス・市場法」について講演された。グリーン氏は英国大蔵省勤務時代に同法の制定に携わっており、法制定の意義や問題点とともに、国会審議の際の経験などユーモアを交えた内輪話も聴くことが出来た。なお、当日は長官以下多数の幹部職員及び若手職員が出席し、活発な質疑応答が行われた。

○平成12年8月29日発表

ピーター・グリーン氏講演要旨

1. 英国における金融システム改革は、規制システムの合理化、銀行・証券・保険と分かれていた規制機関の統合により一貫性ある金融監督の確保、将来に向けたシステム構築の三点を目的とする。今般制定の「金融サービス・市場法」についてもこれらの観点からの検討が行われた。
2. 同法律の特徴としては以下の三点に集約される。第一にF S Aの政策目標を、外部性への対処及び情報の非対称性からの顧客保護においたこと。第二にF S Aの権限を強化しつつ、その制限についても設けたこと。第三に、その反面、裁量も残してフレキシブルな対応を可能としたことである。
3. 同法の規制目的としては、市場の信任の確保、消費者保護の充実、国民への周知の徹底、金融犯罪の縮減が挙げられる。
4. 同法制定の過程で直面した問題として、人的・時間的資源の欠如、F S Aが法的には民間組織であることから要求される議会への報告義務、市場濫用に対する規制権限の強化に対する問題、ロンドン証券引所非会員組織化の問題等々があった。今後も、越境取引への対処や、イングランド銀行や証券投資委員会等旧出身母体ごとの様々なカルチャーの残るF S Aの現状を、どう今後新たに組織づくりしていくか等の課題が残っている。

（総務企画部国際課）

企業会計審議会臨時委員・幹事の任免について

8月28日に企業会計審議会の臨時委員および幹事の任命があった。同審議会の委員、臨時委員および幹事は以下のとおり。

○平成12年8月28日発表

企業会計審議会 名簿

(平成12年8月28日現在)

	会 長 若杉 明 高千穂商科大学教授		友永 道子 日本公認会計士協会 会常務理事
委 員	安藤 英義 一橋大学教授		内藤 文雄 神戸大学教授
	伊藤進一郎 住友電気工業(株) 代表取締役副社長		西川 郁生 日本公認会計士協会 会常務理事
	大塚 宗春 早稲田大学教授		藤田 敬司 日本ユニシス(株)常 勤監査役
	神田 秀樹 東京大学教授		万代 勝信 一橋大学教授
	北村 敬子 中央大学教授		山田 辰己 公認会計士
	斎藤 静樹 東京大学教授		
	須田美矢子 学習院大学教授		
	辻山 栄子 武蔵大学教授		
	中島 公明 (財)企業財務制度研究 会専務理事	幹 事	秋葉 賢一 公認会計士
	中地 宏 日本公認会計士協会 会長		荒木 和郎 日本公認会計士協会 リサーチ・センター 研究 員
	中村 芳夫 (社)経済団体連合会常 務理事		池澤 憲一 ソニー(株)経理部統 括部長
	林 興治 (株)日本経済新聞社取 締役電子メディア局 長		岩田 研一 三菱地所(株)企画本 部経営企画部副長
	平松 一夫 関西学院大学教授		引頭 麻実 (株)大和総研シニア・ アナリスト
	宮島 司 慶應義塾大学教授		梅山 勉 (株)住友銀行財務企 画部次長
	森 金次郎 日本税理士会連合会 会長		太田 恵子 公認会計士
	八木 良樹 (株)日立製作所代表 取締役副社長		大日方 隆 東京大学助教授
	山浦 久司 明治大学教授		金井 沢治 公認会計士
	脇田 良一 明治学院大学学長		川村 義則 早稲田大学専任講 師
臨時委員	伊藤 大義 日本公認会計士協会 会常務理事		逆瀬 重郎 (株)日立製作所財務 部副部長
	葛馬 正男 東レ(株)常務取締役		山 康宏 日本公認会計士協会 リサーチ・センター 研究 員
	加藤 厚 公認会計士		鳥飼 裕一 (財)企業財務制度研 究会主任調査役
	角田 博 (社)経済団体連合会 経済本部長		那須 伸裕 公認会計士
	黒川 行治 慶應義塾大学教授		原田 晃治 法務省大臣官房参 事官
	小宮山 賢 公認会計士		
	品川 芳宣 筑波大学教授		

松岡 寿史 公認会計士
松野 恒博 トヨタ自動車(株)経
理部主計室長
都 正二 新日本製鐵(株)財務
部決算グループ
リーダー

渡辺 茂 (株)野村総合研究所
経済研究部上席研
究員
(総務企画部市場課)
(金融再生委員会事務局総務課)

金融界と金融庁総務企画部との 意見交換会の開催について

9月8日、金融庁総務企画部は、金融界との間で金融制度の諸課題に係る意見交換会を開催することを公表した。

○平成12年9月8日発表

金融庁総務企画部は、金融界との間で金融制度の諸課題に関する情報・意見交換を行うため、意見交換会を開催することとした。

初回は、9月11日(月)の国際銀行協会との意見交換会を皮切りに、主な業界団体との

意見交換会を9月中を目処に行う予定である。

今後は、主な業界団体との間で年1~2回のペースでの定例意見交換会を開催するほか、必要に応じて随時、業界団体との意見交換会を開催する。

(総務企画部企画課)

新潟商銀信用組合に対する金融整理管財人による 業務及び財産の管理を命ずる処分について

8月25日、金融再生委員会は、新潟商銀信用組合からの申し出を踏まえ、金融再生法第8条に基づく金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分等を行った。同組合の業務は、金融整理管財人の下、今後も従前通り行われることになるが、資産劣化防止の観点から、この申し出と同時に、金融庁より同組合に対し、協同組合による金融事業に関する法律第6条において準用する銀行法第26条に基づく業務改善命令を発出した。

○平成12年8月25日発表

1. 本日、新潟商銀信用組合より、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(金融再生法)第68条第1項に基づき、「その業務又は財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがある」旨の申出があった。

2. 金融再生委員会としては、新潟商銀信用組合からの申出及び同組合の財務状況を踏まえ、本日、金融再生法第8条に基づく金融整理管財人による業務及び財産の管理を

命ずる処分をするとともに、同法第11条に基づき金融実務家の羽瀧一郎氏及び弁護士の鶴巻克恕氏を同組合の金融整理管財人として選任し、併せてこれら金融整理管財人に対し同法第14条に基づき同組合に係る業務及び財産の管理に関する計画の作成を命じたところである。

3. 今般の措置により、新潟商銀信用組合の代表権、業務の執行並びに財産の管理・処分権は金融整理管財人に専属することとな

り、同組合は金融整理管財人の下で、今後上記の業務及び財産の管理に関する計画に従った適切な業務運営に取り組むこととなる。

また、資産劣化防止の観点から、本日、金融庁長官より同組合に対し、協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第26条に基づく業務改善命令を発したところであり、同組合においては、この命令を踏まえ、適切な業務運営を行っていくことが求められる。

4．金融整理管財人に対しては、新潟商銀信用組合の受皿金融機関を極力早期に見い出すことを期待しているが、当委員会としても必要に応じ承継銀行を設立して同組合の業務承継を行うなど、預金者等の保護及び

信用秩序の維持に万全を期してまいる所存である。

また、金融整理管財人による管理が終了するまでの間は、全国信用協同組合連合会より新潟商銀信用組合の預金払戻し等業務の継続に必要な資金が供給されることとなり、新潟商銀信用組合が受皿金融機関や承継銀行へ営業譲渡等を行う際には、預金保険機構が資金援助を行うこととなっている。

5．このような枠組みの下で、新潟商銀信用組合の預金等の負債は全額保護され、期日通り支障なく支払われるとともに、善意かつ健全な借手への融資も継続されることとなっているので、利用者におかれては心配されることなく、冷静な対応をお願いしたい。

(金融再生委員会事務局金融危機管理課)

日南信用金庫の譲渡先の選定について

日南信用金庫の譲渡先の選定については、同金庫の金融整理管財人により鋭意作業・検討が進められた結果、南郷信用金庫が譲渡先として適当であるとの見解が示され、金融再生委員会において8月10日、これを了承した。両金庫では、これを受けて同日、両金庫の間で事業譲渡に係る基本合意書を締結した。

○平成12年8月10日発表

1．日南信用金庫の譲渡先選定については、これまで同金庫の金融整理管財人により鋭意作業・検討が進められてきたところである。

2．本日の金融再生委員会において、金融整理管財人より、同金庫の譲渡候補先について検討した結果、善意かつ健全な債務者への与信の維持継続が図られること、地域金融の安定化に資すること等から、南郷信用金庫が譲渡先として適当であるとの見解が示された。

これを受けて、当委員会においても当金庫を日南信用金庫の譲渡先とすることを了承し、本日、日南信用金庫と南郷信用金庫の間で事業譲渡に係る基本合意書が締結さ

れたところである。

3．当委員会としては、これまでの金融整理管財人の方々の御努力に敬意を表するとともに、その労を多としたい。

4．今後は、金融整理管財人と南郷信用金庫との間で、本年9月末までを目途に事業譲渡契約を締結するべく、さらに協議が進められていくこととなるが、金融整理管財人には引き続き日南信用金庫の早期譲渡の実現に向けて御尽力いただくようお願いしたい。

当委員会としても、事業譲渡契約の締結が極力早期に、かつ、適切に行われるよう、今後とも金融整理管財人を最大限支援してまいる所存である。

(金融再生委員会事務局金融危機管理課)

担保附社債に関する信託事業の免許について

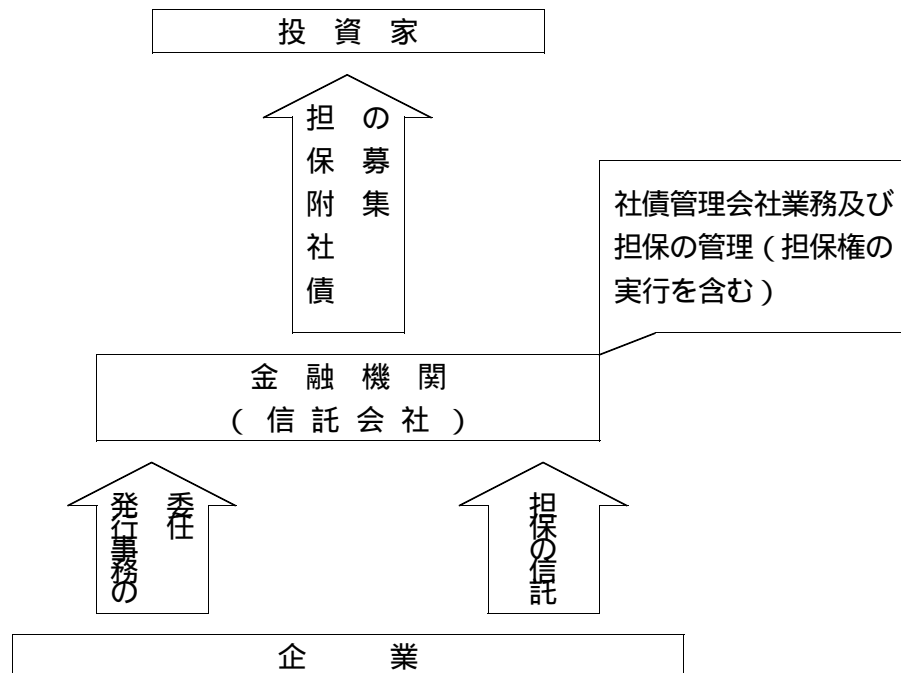
金融再生委員会は、9月5日、(株)茨城銀行に対し、担保附社債に関する信託事業の免許を付与した。

○平成12年9月5日発表

免許申請会社の概要

- | | |
|----------|---|
| 1. 商号 | : 株式会社茨城銀行 |
| 2. 本店所在地 | : 茨城県水戸市南町1丁目3番1号 |
| 3. 設立年月 | : 大正10年6月 |
| 4. 代表者 | : 頭取 川嶋 烈 |
| 5. 役職員数 | : 約1,100名(平成12年3月末現在) |
| 6. 資本金 | : 9,990百万円(平成12年3月末現在) |
| 7. 総資産 | : 7,785億円(平成12年3月末現在) |
| 8. 大株主 | : 茨城銀行従業員持株会 4.12%
大内克之 4.08%
日渡洋一 3.41%
(株)さくら銀行 3.09%
同和火災海上保険(株) 2.99%
(平成12年3月末現在) |
| 9. 店舗数 | : 63(平成12年7月1日現在) |

担保附社債発行スキーム



(金融再生委員会事務局総務課)
(監督部銀行第1課)

千葉興業銀行及び八千代銀行に対する 資本増強の審査結果について

金融再生委員会は、千葉興業銀行及び八千代銀行の資本増強について、本年8月10日以来、代表者から直接ヒアリングを行う等検討した結果、9月12日、申請を承認することが適当であるとの結論に至った。今後、所定の手続きを経て、9月末に資本増強が行われることとなる。

○平成12年9月12日発表

1. 金融再生委員会においては、千葉興業銀行及び八千代銀行の資本増強について、本年8月10日以来、予備審査を含め合計8回にわたり検討を重ねてきた。
2. 予備審査においては、金融庁監督部から両行の概況説明、検査部から千葉興業銀行の検査結果の説明、日本銀行から八千代銀行の考査結果についての説明を受け、「経営健全化計画」の素案等の書面審査を行うとともに代表者から直接ヒアリングを行った。これらを踏まえ検討した結果、8月31日、同行に対し「資本増強を前提として、今後の必要な手続きを進めて差し支えない」旨通知した。9月5日には両行からの正式
- な申請を受け、再度代表者からヒアリングを行った。
3. 審査に当たっては、「地域金融機関の資本増強についての基本的考え方（平成11年6月10日）」等を踏まえて申請内容、経営健全化計画などを精査してきたが、本日、申請を承認することが適当であるとの結論に至った。
4. 今後、所定の手続きを経て、9月末に資本増強が行われることになるが、今回の資本増強により、地域の金融システムの安定化及び経済の活性化に資することを期待している。

（金融再生委員会事務局金融危機管理課）

日本債券信用銀行に対する資本増強の審査結果について

金融再生委員会においては、日本債券信用銀行の資本増強について、本年8月31日以来、予備審査を含め検討を重ねた結果、9月14日、申請を承認することが適当であるとの結論に至った。今後、所定の手続きを経て、10月4日に資本増強が行われることとなる。

○平成12年9月12日発表

1. 金融再生委員会においては、日本債券信用銀行の資本増強について、本年8月31日以来、予備審査を含め合計5回にわたり検討を重ねてきた。
2. 日本債券信用銀行の譲渡については、平成12年6月30日に最終契約が締結され、9月1日にその実行がなされた。当該契約において、新生日債銀は、早期健全化法に基づき、健全な自己資本の状況にある旨の区分に該当する金融機関として株式引受の申請をすることとされている。
3. 予備審査においては、「経営健全化計画」の素案等の書面審査を行い、9月5日には
- 同行からの正式な申請を受け、代表者から直接ヒアリングを行った。
4. 審査に当たっては、「申請金融機関に対する資本増強の基本的考え方（平成11年3月12日）」等を踏まえて申請内容、経営健全化計画などを精査してきたが、本日、申請を承認することが適当であるとの結論に至った。
5. 今後、所定の手続きを経て、10月4日に資本増強が行われることになるが、今回の資本増強により、金融システムの安定化及び経済の活性化に資することを期待している。

（金融再生委員会事務局金融危機管理課）

編集：金融庁総務企画部政策課

内容の照会先（代表 03-3506-6000）

地方講演会の実施（内線3167）	p 1	証券会社に係る検査マ（3506-6059）	p 29
平成13年度機構・定員（内線3171）	p 2	ニユアルの整備（内線3044）	
要求及び予算要求		金融機関における実効（3506-6059）	p 31
平成13年度税制改正要（内線3182）	p 4	性ある内部監査・外部	
望の主要項目		監査態勢の確立	
預金取扱金融機関の自（内線3306）	p 8	金融監督等にあって（内線3362）	p 32
己資本比率告示の改定		ての事務ガイドライン	
外為取引における決済（内線3185）	p 9	等の一部改正	
リスクに関する指針		証券会社等の監督等に（内線3352）	p 38
生命保険会社に対する（3506-6073）	p 10	あたっての事務ガイド	
検査結果		ライン等の一部改正	
銀行及び長期信用銀行（3502-7322）	p 14	駐日英国大使館ピータ（内線3197）	p 40
を子会社とする持株会（内線3325）		ー・グリーン氏講演	
社の設立認可		企業会計審議会臨時委（内線3665）	p 41
銀行業の免許（3502-7322）	p 15	員・幹事の任免（3502-7548）	
（内線3325）		②金融界と金融庁総務企（内線3505）	p 42
株式会社第一勧業銀行（内線3396）	p 15	画部との意見交換会の	
等の事業再構築計画の（内線3352）		開催	
認定		②新潟商銀信用組合につ（3502-7334）	p 42
株式会社さくら銀行の（内線3352）	p 20	いて	
事業再構築計画の認定		③日南信用金庫の譲渡先（3502-7608）	p 43
日債銀に係る特別公的（3502-7690）	p 24	の選定	
管理の終了		④担保附社債に関する信（3502-7322）	p 44
大正生命保険株式会社（内線3340）	p 24	託事業の免許（内線3328）	
について（3506-6075）		⑤千葉興業銀行及び八千（3502-7696）	p 45
ウェストエルビー・（内線3032）	p 28	代銀行に対する資本増	
セキュリティーズ..に		強の審査結果	
対する勧告		⑥日債銀に対する資本増（3502-7696）	p 45
アレマン・パナマ共和（3506-6055）	p 29	強の審査結果	
国外務大臣と日野長官			
の会談			

編集後記

最近、新車ラッシュである。エステイマ、オデッセイなどのRV車全盛のなか、カローラ、ブルーバード、セルシオなどのセダンが巻き返しを図っているという。車には、外観、内装をはじめ、馬力、燃費等の性能に至るまで、様々な魅力があり、好奇心をそそられる。今回、T社の新カローラのCMには、珍しくビートたけ

しが起用されており、「変わるって、ドキドキ」をキャッチフレーズにしている。ところで、現在、ゴーン氏に率いられているN社においても、以前、イチローが「変わらなきゃ」と言ってコマーシャルをしていたことがあった。それぞれの会社の現状をみると、この類似には大変興味深いものがあると思う。